

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

東京大学消費生活協同組合

東大生協の職員が、その個々の能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りつつ、将来に亘って働き続けられるための就労環境の整備と改善を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、 計画期間

令和4年1月1日～令和6年12月31日までの3年間

2、 内容

目標1： 令和6年2月までに、従業員全員の所定外労働時間を、2020年度比で1人当たり10%削減する。

<対策>

令和4年1月1日～

所定外労働の原因の分析等を行う

令和5年1月1日～

各部署における問題点の検討及び研修の実施

令和6年1月1日～

部内報などで所定外労働時間の発生状況を共有する。

目標2： 年次有給休暇の取得日数を2020年度比で1人当たり平均年間10%伸長する。

<対策>

令和4年1月1日～

年次有給休暇の取得状況を把握する

令和5年1月1日～

各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

令和6年1月1日～

部内報などで取得状況の共有を行う

目標3： 子どもが保護者である職員の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」を2023年までに実施する。

<対策>

令和4年1月1日～

経営委員会内での制度検討を行う。労働組合との協議を行う。

令和5年1月1日～

制度の実施。経営委員会での改善検討、労働組合等との協議を行う。

令和6年1月1日～

継続する。経営委員会での改善検討労働組合等との協議を行う。